

## 健全化判断比率等の状況

区分		令和4年度	指 数 等 の 説 明
健全化判断比率	実質赤字比率	実質赤字額なし	普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。令和4年度たつの市決算の場合12.34%以上(財政規模により異なる)で早期健全化基準、20%以上で財政再生基準が適用となる。
	連結実質赤字比率	連結実質赤字額なし	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。令和4年度たつの市決算の場合17.34%以上(財政規模により異なる)で早期健全化基準、30%以上で財政再生基準が適用となる。
	実質公債費比率	7.8%	普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。18%以上で地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上で早期健全化基準、35%以上で財政再生基準が適用となる。
	将来負担比率	— (△35.8%)	普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。350%以上で早期健全化基準が適用となる。
資金不足比率	水道事業会計	資金不足額なし	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。20%以上で経営健全化基準(普通会計の早期健全化基準に相当)が適用となる。
	下水道事業会計	資金不足額なし	
	国民宿舎事業会計	資金不足額なし	